

ひとり親家庭への支援について



古川 陽菜（チャレンジ調布）

問 ひとり親家庭への支援を行う上での市の課題認識は。

市長 安心して生活できるよう、個々の状況を踏まえた多角的な支援が必要であると認識。

問 6年7月開始のベビーシッター利用支援事業について①利用状況は②ひとり親家庭等には助成対象となる利用時間の上限の拡充を。見解は③市の病児・病後児保育事業の利用料金と同程度の負担で病児対応のベビーシッターを利用できるよう助成すべきである。見解は。

子生部長 ①6年度利用児童数は約230人。1人当たりの利用時間数は約50時間。全体の約5%

問 面会交流支援団体の周知と併せて、面会交流を支援するア

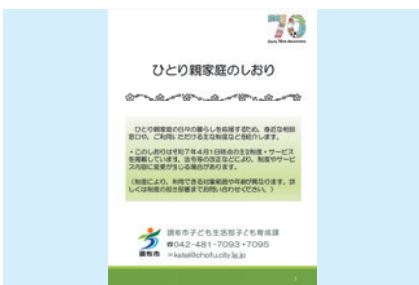


プリの周知を。見解は。

子生部長 法務省作成の支援団体等の一覧表にはアプリの提供を含めた活動団体掲載。一覧表活用し丁寧な情報提供に努める。

問 ひとり親家庭の子どもも学校以外での体験から学ぶ機会を得られるよう、子どもの体験への支援の検討を。見解は。

子生部長 他自治体の取組状況等注視し、子どもが安心して参加できる体験活動への支援検討。



調布市 ひとり親家庭のしおり

平和施策、ミドルシニア、災害廃棄物処理の各課題を問う



丸田 絵美（チャレンジ調布）

問 7年は戦後80年、市制施行70周年の節目。平和都市調布としての取組と具体的な計画は。

市長 非核平和都市宣言や国際交流平和都市宣言の理念の下、平和事業を実施。7年度はちよ

問 ピースメッセージャー、ピース部の活動を評価。ピース部沖縄派遣事業について問う。

生文部長 戦後80年等の機会を捉え、戦争への認識をより深める観点から新たに沖縄へ派遣。

問 平和資料と記憶の風化防止のため、デジタルアーカイブ化だけでなく他市事例を参考にデ



災原因となるリチウム電池の処理、ごみアプリの終了と調布ごみナビの活用、災害時のごみの出し方ガイドブックの活用などについて市民へ周知を。

環境部長 ①市の処理体制が構成できない場合、都へ支援要請②仮の処理施設設置し継続可能な体制整備③ごみアプリに代わり運用開始した調布ごみナビの機能活用し適正排出促進。様々な媒体・イベント通じ広報充実。



災害時のごみの出し方ガイドブック（調布市）

共生社会の充実に向けた取組について問う



榎原登志子（立憲民主党）

問 市は、共生社会の充実につながる施策の推進を表明しているが、これまでの取組と成果は。

行経部長 ソフト、ハード両面からの取組により、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進につながられているものと認識。

問 「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」を将来像に掲げ、前期基本計画の総まとめの時期に向けて今後どのように進めていくのか。見解は。

市長 幅広い分野を対象とした取組を進め、共生社会の充実が図られるよう努める。

問 市に暮らす外国人に①必要な支援は②具体的にしている



の実施は。

教育参事 外国人留学生や大使館との交流など、学校ごとに工夫した教育活動を実施。

問 多文化共生社会の充実のため、小・中学校における多文化理解を促す授業などの取組の実施とその推進について見解は。

教育参事 体験型英語学習施設での英語体験等を実施。児童・生徒に異文化理解や多文化共生の考え方が根づくよう取り組む。



第6次調布市総合計画における共生社会の充実を示すページ

女性が抱える困難は社会の責任 公的支援で男女平等実現を



木下 安子（れいわネット・にじいろの会）

問 女性が抱える困難を個人の自己責任の問題とせず、社会構造に責任があるとの認識の下、公的支援の対象とする法律ができた。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の理念や趣旨、制定の背景への認識は。

副市長 女性めぐる課題が多様化・複合化し、女性支援強化は喫緊の課題。売春防止法下の保護更生見直し、若年女性の対応性被害からの回復支援や自立支援等、専門的支援を包括的に提供。人権尊重される社会を目指す。

問 関係機関・団体が対等な関係の下、女性本人を中心とした連携・協働が重要。ジェンダー

生文部長 これまでも困難抱える女性に支援提供。支援届きにくい人や声上げられない人がいたと課題認識。体制整備図る必

要がある。相談窓口周知に努め、確実に支援等届くよう調査研究。



要がある。相談窓口周知に努め、確実に支援等届くよう調査研究。

問 女性支援新法に基づく基本計画を実効性あるものとするため、若年女性や一人暮らし女性、障害ある女性等の声をどう把握するかが重要。策定への取組は。

生文部長 次期男女共同参画推進プランを女性支援新法に基づく基本計画へ位置づけるべく検討。市民意識調査で実情整理しパブリックコメント実施。



男女共同参画推進センターで提供している相談先の案内

CAPプログラム

CAPは、Child Assault Prevention（子どもへの暴力防止）の略。子どもがいじめ・虐待・性暴力といった様々な暴力から自分を守るための教育プログラム。

PMH

Public Medical Hubの略称で、介護保険、予防接種、母子保健（乳幼児健診・妊婦健診）、公費負担医療や地方単独の医療費助成等に係る情報を、自治体や医療機関、対象者間で連携するシステムのこと。

青切符

運転者がした道路交通法違反について、反則者が警察本部長の通告を受けて反則金を納付した場合は、公訴が提起されないという「交通反則通告制度」の通称。

スフィア基準

「人道憲章と人道対応に関する最低基準」の通称。人間が生命を維持するために必要最小限な水の供給量、食糧の栄養価、居留地内のトイレの設置基準や数、また、避難所の1人当たりの最小面積や保健サービスの概要などの最低基準が定められている。

プレコンセプションケア

将来の妊娠を考えながら、女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。

デジタルデバйд

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

TOKYOスマホサポーター

スマホ操作に習熟した人が、不慣れな人を支援する、地域での支え合いを目指した都の取組。

透明ディスプレイ

音声をリアルタイムに文字に変換し、ディスプレイに投影するとともに、多言語での表示が可能な機械。